

4月1日から 役場の組織を改編します

New 子育て支援課 健康課

子育て支援により力を入れるため、現在の子育て・健康課を子育て支援課と健康課に分割し、業務執行の効率化を図ります。

▼子育て支援課 児童福祉に関すること

▼健康課 健康増進に関すること

New まちづくり課 まちづくり課 住宅係

現在のまちづくり課建築住宅係を営繕係と住宅係に分割します。

▼営繕係

町内の公共施設の建築営繕工事の設計・監理に関すること

▼住宅係

町営住宅の維持・管理および空き家対策に関すること

町民課

保健福祉部の業務過多を平準化し、業務執行の効率化を図るため、町民課を保健福祉部から総務部に移管します。

●総務課職員係

☎ 985-4113

子育て支援課と健康課 4月からの配置図

福祉センター2F

子育て支援課 児童福祉係 (☎ 985-4114)、保育幼稚園係 (☎ 985-4116)、子育て世代包括支援センター係 (☎ 985-4189)

健康課 総務係 (☎ 985-4153)、健康増進係 (☎ 985-4118)



令和5年度

義農祭

義農作兵衛の遺徳をしのんで

享保の大飢饉の際、後世に麦種を残すため、自らの命を犠牲にして亡くなった義農作兵衛をしのび義農祭を開催します。

日時 4月23日① 10時～

場所 義農公園

内容 式典、各種特産物などの即売、伝統芸能発表

●総務課企画政策係
☎ 985-4103



今年地域で開催

町政懇談会

皆さんの声を聞かせてください

新型コロナウイルス感染症が流行してから形式を変更して開催していた町政懇談会を、今年は各地区を訪ねて行います。

日程は回覧板を通じてお知らせしますので、確認してください。

より多くの皆さんの参加をお待ちしています。

過去の記録は町ホームページ(下のQRコード)で公開しています。ぜひご覧ください。



●総務課広報聴係
☎ 985-4132

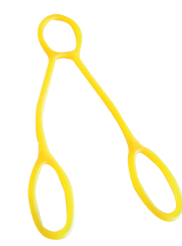
健康UPエクササイズ 筋力トレーニングで運動不足解消

自宅で簡単に取り組める筋力トレーニング講座です。

運動不足解消、肩凝り・腰痛改善、フレイル予防に効果的です。

参加者にはゴムチューブ（コロボーンド）をプレゼント！

あなたもコロボーンド体操、始めてみませんか。



▲ゴムチューブ（コロボーンド）

- ▼参加費 無料
- ▼申し込み方法 電話申し込み
- ▼申込期限 4月28日(金)
- ※定員になり次第締め切ります。

▼日程

- ①【東公民館】
5月11日、25日、6月8日、22日、
7月6日、20日（いずれも木曜日）
13時30分～15時
- ②【福祉センター】
5月15日、29日、6月12日、26日、
7月3日、24日（いずれも月曜日）
9時30分～11時

③【北公民館】

- 5月17日、31日、6月14日、28日、
7月12日、26日（いずれも水曜日）
9時30分～11時

▼対象 町内在住の65歳以上の人でコロボーンド体操未経験者

▼内容 コロボーンド体操、松前町介護予防体操、目からうろこのラジオ体操（一つ一つの動きを解説します）、筋力トレーニング効果を高めるための食事講話など

▼講師 理学療法士、健康運動指導士

▼定員 各20人（先着順）



誰でもできる簡単な筋トレを学びましょう！
手や足にコロボーンドを掛けて体を動かします

▼申込先・問い合わせ

福祉課地域包括支援センター係
☎985-4205

参加者募集 介護予防体操グループ交流会

他の介護予防体操グループが、どんな活動をしているか知っていますか。新しい体操や知識を身に付け、普段の活動に取り入れてみましょう。



▼内容

講演「目からうろこのラジオ体操」、介護予防体操

※ラジオ体操は、一つ一つの動きを丁寧に意識することで柔軟性の向上や筋肉量の増加が期待できます。

▼講師 健康運動指導士

▼参加費 無料

▼準備物 タオル、水分

▼申し込み方法 電話申し込み

▼申込期限 4月28日(金)



ラジオ体操はたったの3分。本気で習得しませんか？

▼申込先・問い合わせ

福祉課地域包括支援センター係
☎985-4205

- ▼日時
- ① 5月9日(火) 13時30分～15時30分
- ② 5月10日(水) 9時30分～11時30分
- ③ 5月12日(金) 13時30分～15時30分
- ※3日間、同じ内容で行います。
- 都合の良い日を選んでください。
- ▼場所 文化センター2階 ふれあい展示室
- ▼対象 介護予防体操グループに入っている人

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

次の対象者に予防接種費用の助成を行います。接種を希望する人は、医療機関に予約してください。

▼定期接種対象者

- ① 町に住民登録がある、町に住民登録がある、
- ② 令和5年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人
- ③ 60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる重度の障がいがある人（身体障がい者手帳1級程度）

※他の予防接種と2週間以上間隔

を空ける必要があります。

▼接種期限 令和6年3月31日(日)

▼助成回数 生涯1回限り

▼自己負担額 4千円

※生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は無料です（証明書が必要）。

▼持参物 高齢者定期予防接種記録カード（対象者①には4月初旬に送付）、保険証などの身分証明書

※接種券・予約票は医療機関にあり。

問 健康課総務係

☎985-4153

新型コロナウイルスの接種期間延長

新型コロナウイルスの接種期間が、令和6年3月31日（日）まで延長されました。

これに伴い、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種を開始します。詳細は、町ホームページで確認するか、お問い合わせください。

▼対象者

初回接種を完了し、前回の接種から3カ月以上経過している次のいずれかに該当する人

① 65歳以上の人

② 5～64歳で基礎疾患を有する人

③ 医療従事者、高齢者、障がい者施設等従事者

▼接種期間

5月8日（月）～8月31日（木）

※9月以降の接種については、詳細が決まり次第、広報まさきなどでお知らせします。

問 健康課総務係

☎985-4153

1番有効な予防手段です 麻疹・風しんの予防接種

妊娠初期の女性が風しんに感染すると、生まれてくる子どもが難聴、心疾患、白内障などの先天性風しん症候群を発症するおそれがあります。妊娠中やその可能性がある人は予防接種ができませんので、家族みんなですべて接種しましょう。

接種を希望する人は、医療機関に予約を。次の人の接種費用は無料です。

▼令和5年度公費接種対象者

・第1期 1歳以上2歳未満

・第2期 平成29年4月2日～30年

4月1日生（小学校入学前の1年間）

※接種期限は令和6年3月31日(日)

・第5期 昭和37年4月2日～54年4月1日生で、風しん抗体検査の結果、抗体がない男性

※令和7年3月末まで実施。未受検の対象者には風しん抗体検査、予防接種のクーポン券を4月中旬に再送付します。

※他の予防接種と2週間以上間隔を空ける必要があります。

問 健康課総務係

☎985-4153

kencom でお得に健康維持

楽しみながら健康づくりに取り組めるスマホ用健康アプリ「kencom」に登録して、ウォーキングイベントに参加しませんか。

新規登録すると、1,000円相当ポイント、さらにイベントにエントリーすると500円相当ポイントがもらえます。このポイントは、Amazonギフト券などに交換可能！

▶対象者

20～74歳で国民健康保険に加入している人

▶エントリー期間 4月3日(日)14時～4月27日(土)

▶イベント期間 4月28日(金)～5月31日(水)

詳細は、県ホームページ(右のQRコード)を確認を。



☎ kencom お客さまサポート ☎ 050-3174-4916 (平日11時～15時)

4月から国民年金保険料が変わります

令和5年度の保険料は、月額1万6520円です(前年度より70円引き下げ)。
▼保険料の納付方法
 4月上旬に日本年金機構から送られてくる納付書で、毎月の保険料を翌月末日までに納めます。
 納付場所は、金融機関やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。また、前納を利用すると保険料が割引になります。
▼学生納付特例制度の活用を
 所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。
 利用を希望する人で、前年度に学生納付特例申請が承認され、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。
 初めて学生納付特例を申請する人は、学生証か在学証明書(原本)、年金手帳、認め印(朱肉を使うもの)を持参し、町民課か年金事務所で手続きをしてください。
町民課住民係
 ☎985-4106

令和5年度 水道検針・集金事務委託者

委託者と担当地区は次のとおりです。

委託者名	担当地区
黒瀬 志穂	宗意原・新立
安岡 陽子	北黒田・宗意原・横田
佐藤 美佳	南黒田・北黒田
米家 絵利	北黒田
芝 達也	塩屋
二宮 英樹	宗意原
加藤 初恵	大間・昌農内
増田 恵美	新立・本村・筒井
平野 さつき	上高柳・恵久美
坂本 豊	筒井
河本 重美	西古泉・塩屋
山崎 直子	南黒田・北川原
戎屋 多恵子	筒井
太場 洋子	西高柳
飯田 明子	宗意原・中川原・出作
増田 弥生	徳丸・鶴吉
田中 由紀子	宗意原・神崎・永田・東古泉・大溝
集金員	
戒田 京子	
阪東 利美	
西森 文子	

☎上下水道課業務係 ☎985-4126

確定申告の間違いに気付いたら...

▼税額を多く申告していた
 税務署にある更正の請求書で訂正します。確定申告の更正が請求できる期間は、申告期限から5年以内です。
▼税額を少なく申告していた・還付を受けた税額が多かった
 修正申告をしてください。税務署の調査前に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。
▼確定申告を忘れていた
 すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。
町民課生活環境係
 ☎985-4110

古着を回収してお譲りします

町は、伊予高等学校の「服のチカラプロジェクト」に賛同し、庁舎1階ロビーに古着回収ボックスを設置します。ここで回収した古着は、海外の難民支援に使われるほか、福祉センター2階子育て世代包括支援センター(はぐはぐ)前に古着ブースを設置し、希望する人にお譲りします。
 簡単にできるSDGs始めてみませんか。

ご協力をお願いします!



※服は、一度洗濯してからお持ちください。
 ※下着類は回収していません。
町民課生活環境係
 ☎985-4117

土地・住宅に関する無料相談を行います

土地や住宅のことで分からないこと、困ったことを気軽に相談してください。相談は無料です。
1 ハトのマークの不動産無料相談
 伊予宅建協会主催で相談に応じます。
2 すまいの相談
 松前町建築協議会主催で相談に応じます。
日程 毎月10日 13時~15時
 ※土・日曜日、祝日の場合は翌日
内容 土地、建物、住まいのこと
場所 庁舎4階402会議室
 ※7月と12月は、庁舎4階403会議室で行います。

すまいの相談日程表

	9:30~12:00	13:00~15:30
4/11	相原 昌彦 川中 英明	
5/9	三木 晃 久保井賢治	
6/13	松下 弘 茂川 俊英	
7/11	窪田 博文 武智 清	
8/8	大政 晋 相原 昌彦	
9/12	三木 晃 川中 英明	
10/10	久保井賢治 松下 弘	
11/7	茂川 俊英 窪田 博文	
12/12	武智 清 大政 晋	
R6 1/9	相原 昌彦 久保井賢治	
2/13	川中 英明 三木 晃	
3/12	松下 弘 茂川 俊英	

※11月のみ第1火曜日です。

☎まちづくり課管轄係 ☎985-4136



▲毎月のお役立ちカレンダーで実施日と連絡先を確認できます。

秘密厳守、相談無料!



保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き(特別徴収)で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。
 保険料(税)額決定までは、原則2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。
▼対象保険料・税
 ○介護保険料
 ○後期高齢者医療保険料
 ○国民健康保険料
 ○町民税
町民課生活環境係(保険料のこと)
 ☎985-4227

納付月	4	6	8	10	12	2
徴収区分	仮徴収 令和5年2月と同額(町民税は公的年金に係る4年度税額の1/6相当額)			本徴収 年間保険料(税)額一仮徴収納付額		

町民課生活環境係(税のこと)
 ☎985-4110

令和5年度 税金等の納期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	5月1日	4月25日
	2	7月31日	7月25日
	3	12月25日	12月25日
	4	6年2月29日	6年2月26日
軽自動車税	全期	5月31日	5月25日
	第1・全期	6月30日	6月26日
町民税	2	8月31日	8月25日
	3	10月31日	10月25日
	4	6年1月31日	6年1月25日
	第1・全期	7月31日	7月25日
国民健康保険税	2	8月31日	8月25日
	3	10月2日	9月25日
	4	10月31日	10月25日
後期高齢者医療保険料	5	11月30日	11月27日
	6	12月25日	12月25日
介護保険料	7	6年1月31日	6年1月25日
	8	2月29日	2月26日
	9	4月1日	3月25日

※口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日(1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)にもう一度口座振替します。
 ※後期高齢者医療保険料と介護保険料の再振替は、偶数月のみ年金支給日です。

町民課生活環境係(税のこと) ☎985-4109
町民課生活環境係(保険料のこと) ☎985-4227

耐震工事・老朽放置建物の除却を助成します

工事を行う前に窓口で相談を

1 木造住宅耐震工事補助

木造住宅の耐震化のため、建物を補強する工事や耐震シエルトを設置工事の費用を助成します。

また、耐震工事の補助に必要な耐震診断(住宅の安全性を診断)や耐震設計(補強箇所の設計図書を作成)を無料でを行います。



▼対象住宅

次の全てを満たす住宅

- ・町内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
- ・併用住宅のときは、住宅以外の用途の床面積が半分以下の住宅
- ・2階建て以下の住宅で、延べ面積が500㎡以下のもの
- ※令和6年2月28日(水)までに工事を完了できるものに限る。
- ※枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法の住宅は対象外
- ▼対象者 住宅の所有者か、所有者と親子関係にある人
- ▼受付開始日 4月10日(月)
- ※予算の範囲内で先着順

問 まちづくり課 営繕係

☎ 985-4136

2 老朽放置建物除却

建物倒壊による災害などを防止するため、次の費用を助成します。

- ① 新立・本村の一部地区
町に寄付する土地にある建物を除却する費用(全額)
- ② 町内全地区
倒壊するおそれがある空家を除却する費用(一部)



▼対象建物

次の全てを満たす建物

- ・敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物
- ・倒壊のおそれがあり、倒壊した場合周辺に悪影響を及ぼす建物
- ※令和6年2月28日(水)までに工事を完了できるものに限る。
- ▼対象者 建物除却の権限を持つ人
- ▼受付開始日 4月10日(月)
- ※予算の範囲内で先着順

問 まちづくり課 住宅係

☎ 985-4122

ブロック塀の安全対策費を助成します

地震による倒壊を防ぐため、避難路に面したブロック塀などの安全対策工事費用を補助します。希望する場合は、必ず工事を行う前に窓口で相談してください。



▼対象物 次の全てを満たすもの

- ・点検チェックポイントにより安全対策が必要と判断されたもの

・避難路に面するもの

・建て替える場合は、安全な構造となるもの

※令和6年2月28日(水)までに工事を完了できるものに限る。

▼対象者 ブロック塀などがある土地の所有者など

▼受付開始日

4月10日(月)

※予算の範囲内で先着順

問 まちづくり課 営繕係

☎ 985-4136

安心して農地の貸し借りを

後継者不足などの理由で農地を貸したい人と、経営規模の拡大などの理由で農地を借りたい人は、利用権を設定して農地の貸し借りをしましょう。



- ① 申請書類の提出
- ② 農業委員会の決定
- ③ 農用地利用集積計画の公告

▼利用権を設定するメリット

- ① 貸した農地は期限が来れば必ず返ってくる
- ② 期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知が届く
- ③ 期間満了後の離作料は不要
- ④ 利用権の再設定により継続して貸し借りができる など

問 農業委員会事務局

☎ 985-4131